

## 飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

### 第 44 回 サスペンスドラマの絶好のネタ～「死因贈与」

久々にしっかりテレビドラマを見てしまった。フジテレビが木曜日午後 10 時より放映している「離婚弁護士」。天海祐希という元タカラジェンヌが、初めて民放の連続ドラマの主演をするということで、話題だったそうである。第 6 話、テーマは「女性同士の友情」にあったが、モチーフは相続の「死因贈与」だった。

相続はご承知の通り、何時までに、誰が、どのくらい相続できるか、明確に法律、つまり民法と相続税法で定められている。相続できる人は、民法で決められた「法定相続人」のみである...が原則。法定相続人とは、被相続人の配偶者と直系卑属（原則は子供）該当しない場合直系尊属（原則は父母）それもなければ初めて傍系の兄弟姉妹、となる。

が、これはあくまで原則、法律なるがゆえ、必ず「例外」(厳密に言えば例外に値しないが...)が存在する。そこが、サスペンスドラマとしては、絶好のヒントとなる。

まず、原則以外に法定相続人となりうる人物がいる。養子縁組と代襲相続、それに嫡出子と非嫡出子ひちやくしゅつしの問題、更に胎児の問題である。実子がない場合は 2 人、いる場合は 1 人まで、養子は相続税法でも法定相続人として認められている。代襲相続は、被相続人以前に亡くなっている親に代わって孫の相続で、基本的には法定相続人になりえる。

嫡出子は配偶者との子供、非嫡出子はそれ以外の子供、たとえば愛人の間に出来た子供、なんて問題になる。あるいは、そんな魑魅魍魎ちみもうりょうの世界でなく、後妻の連れ子は？...被相続人が死んだ時、配偶者のお腹の中に 3 ヶ月目の胎児がいた...いやはや、大変、いよいよサスペンスドラマになってきた。いずれも条件さえ備えれば、相続権がある。

更に、血が繋がってなくとも、相続（贈与）できる場合があり、これが「遺贈」と「死因贈与」である。「遺贈」は一方的な死を原因とした贈与、「死因贈与」は死を原因とした相対の贈与契約である。「やります、頂きます」と言う契約事実が必要とされる。いずれも形は贈与だが、相続と見なされ相続税の対象になる。「争族」を避けるため遺言書の存在がベストだが、遺言書がなくても、相続できるケースがあり、これが、今回のドラマのモチーフに使われていた。

つまり、後妻が幼少時に亡くなった連れ子、永年養父と実子の如く、愛情豊かに一緒に生きてきたが、父が死んで養子縁組も認知もされていない事実が露呈、遺言書もない。仲の悪いハイエナ叔父・叔母との遺産争いに巻き込まれる。結果、思いもよらない「死因贈与」が立証され、めでたく財産のほとんどを相続できる...天海弁護士先生のおかげで、ハッピーに終わる。変なところで相続税法の復習が出来た、有意義なドラマだった。フジテレビの関係者ではないが、視聴率 13.6%と、まずまずのドラマのようである。